

提言 5

〈知的財産権・著作権の観点から〉

高田祐一

(奈良文化財研究所)

デジタル時代には知的財産権・著作権に関する基本的知識が必要

筆者の業務の一つに全国遺跡報告総覧（以下、遺跡総覧）の運用がある。発掘調査報告書（以下、報告書）を電子公開するには、著作権処理が不可欠である。およそ 2000 年代以前は、インターネットによる情報公開は、当たり前ではなかった。誰もが簡単に複製して公衆送信することは困難であった。いまや誰でも簡単に情報発信できる環境に変化した。同時に著作権に関する確かな知識が必要になった。遺跡総覧での報告書公開を説明するために、これまでに公式の説明会を全国 15 カ所で開催し、著作権も説明した。会の最後には質疑応答をうけてきた。特に毎回質疑で多いのが、著作権に関するものである。基本的事項の確認から、込み入ったケースまで様々にあった。それに答える側の筆者の学問的出自は、日本史学であって、法律は素人である。そのため、必要に迫られて、関係者のアドバイスをうけながら著作権に関する勉強をはじめた。これまでの全国行脚で気づいた点が 2 つある。

知的財産権の知識不足。筆者を含めて、ほとんどの考古学・歴史学・文化財関係者には知的財産権に関する基本知識が不足している。少なくとも筆者の学生時代の大学カリキュラムに著作権はなかった（と記憶している）。わからないのは当たり前である。社会人になってから知識習得する必要がある。担当者の基本的理解が危うい場合、法的根拠が不明確な業務運用になっている可能性がある。正しい知識がなければ、それを自覚することは難しいだろう。

文化財は著作権法にそぐわない面がある。文化財保護関係者の使命は、文化財の次世代への継承である。その調査研究の過程で、著作権が発生する著作物が生成される。文化財保護自体そのものは直接的に金銭的利益が発生する性質ではない。しかし、著作権法が守ろうとするのは、著作物の権利者であって、例えば商業的な本・音楽・映画・芸術作品などの製作者や権利を持つ者である。権利には金銭的価値がある。海賊版の取り締まりはその権利保護に必要である。しかし、そもそも文化財を制作した本人は遠い過去に死亡しており、著作権など消失している。文化財を調査した成果物である報告書には著作権が発生するが、執筆者には印税に入るわけではない。仮定の話として、無断で報告書の複製や配布がなされても、権利者に金銭的損失がない以上、訴訟が成立しにくい。しかし、法令遵守は必要である。美術館関係においては、著作権を解説した実務的な書籍等はよく見られる。しかしながら、特に埋蔵文化財に関しては、著作権実務を解説した書籍は管見の限り把握していない。

これまでの到達点

これまでの奈良文化財研究所の文化財担当者研修において、数藤弁護士に著作権の講義をしていただいている。また奈文研研究報告『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』

1・2において、著作権関係論考を収録しているので、一部紹介する。

○報告書のインターネット公開で必要な権利処理は？文化財の3D計測データに著作権が生じるか？

数藤雅彦「発掘調査報告書のウェブ公開と文化財の3Dデータに関する著作権の諸問題」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告21冊2019
<http://hdl.handle.net/11177/6889>

○自治体が3Dデータを公開する際の実務的検討

仲林篤史「三次元データの公開に伴う著作権等の整理」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用2』奈良文化財研究所研究報告24冊2020
<http://hdl.handle.net/11177/7260>

参考事例：将棋棋譜をめぐる差止請求権不存在確認訴訟及び債務不存在確認訴訟

2020年3月、将棋のプロ棋戦の棋譜利用をめぐって、将棋YouTuberのすぎうら氏が日本将棋連盟に質問状を送付した。2020年4月に日本将棋連盟は会長名で質問状への回答を公開した。この一件は、将棋界であるものの抽象化することで、様々な示唆を含んでいると筆者は考えるため、参考事例として経緯を紹介する。大まかな時系列は以下の通り。

○2017年6月22日 弁護士ドットコムニュース

将棋実況YouTuberに朝日新聞「権利侵害なので中止を」、何の権利侵害なのか？
https://www.bengo4.com/c_1015/c_17/c_1263/n_6263/

○2019年9月13日 日本将棋連盟Webサイト

日本将棋連盟「棋譜利用に関するお願い」を掲載
https://www.shogi.or.jp/news/2019/09/post_1824.html

○2020年3月3日 twitter たややん@水匠(COM将棋)@tayayan_ts

質問状を公益社団法人日本将棋連盟に送付
https://twitter.com/tayayan_ts/status/1234764327917244418?s=19

○2020年3月21日 10時09分 弁護士ドットコムニュース

将棋ユーチューバー「棋譜使わせて」と連盟に直訴 ツイートもできず、ファン悲鳴
https://www.bengo4.com/c_18/n_10927/

○2020年4月17日 日本将棋連盟Webサイト

日本将棋連盟、会長名で質問に対する回答を公開
https://www.shogi.or.jp/news/2020/04/post_1908.html

2017年6月17日、朝日杯を実況している YouTuber の男性に対し、主催社である朝日新聞社が twitter で「朝日杯の棋譜中継は権利の侵害に当たります。即時、中止してください」とリプライし、男性は動画を削除した。動画は、対局を中継しているのではなく、棋譜を生中継していたことがポイントである。弁護士ドットコムニュースが朝日新聞社に何の権利侵害か照会したところ「朝日新聞社と日本将棋連盟は、主催者として本棋戦の対局における棋譜を独占的に放送し、配信し、その他の方法で利用できる権限を有しております、こうした主催者としての権限は、法律上保護されるべき利益に係る権利というべきものです。そこで、両者の許諾を得ずに棋譜を配信する行為は、主催者としての上記権利を侵害し、不法行為に該当し得ると考えております。」と回答した。弁護士ドットコムニュースによれば、対局の経過は単なる事実であって、棋譜は著作物に該当しないという（2017年6月22日 弁護士ドットコムニュース）。「『棋譜』中継が問題なのではなく、『対局内容』を中継していることが問題の本質」と指摘している。また、朝日新聞社が主張する「棋譜を独占的に放送し、配信し、その他の方法で利用できる権限」については、プロスポーツなどの独占放映権は大きな収益源になっており、将棋の対局も独占的に放送することによる利益保護が認められる可能性があるとしている。

2019年9月13日、日本将棋連盟は Web サイトに「棋譜利用に関するお願い」を掲載した。「公益社団法人日本将棋連盟と各社が主催する棋戦で作られる棋譜は両者の共通の財産」であって、「商業的目的に供する場合など、私的利用の範囲を超えて棋譜（図面を含む）を使用される場合は、事前に下記フォーマットへご連絡をお願いいたします。」と事前申請制を導入した。

しかし、将棋 YouTuber のすぎうら氏が将棋連盟に事前申請をしても、回答なしか、一律拒否となり、「単にツイッターで局面図の解説をすることも不許可」になるという（2020年3月21日弁護士ドットコムニュース）。そのため、すぎうら氏は代理人弁護士杉村達也氏を通じて将棋連盟に質問状を送付した。質問状では、次の3点を質問した。

- ・将棋連盟がいう「共有の財産」とは、いかなる法的権利に基づくものか
- ・今後、棋譜使用に関するガイドライン等を作成する意向はあるか
- ・その意向がない場合、今後どのように運用していくのか

回答がない場合には、法的権利の有無及び性質を明らかにするために、差止請求権不存在確認訴訟及び債務不存在確認訴訟の提起を検討とした。質問に対し、将棋連盟は4月17日に「公開質問状の件（回答）」を将棋連盟 Web サイトで公開した。

回答は次の通り。

- ・弊社団及び主催社等には、棋譜の利用も含む営業上の利益を有しております、これは法的に保護される利益
- ・棋戦ごとに契約内容が異なることから、各々調整が必要であり、まだ多くの時間を要する

将棋文化の発展のための事業を展開している将棋連盟が、将棋愛好家とコンフリクトを起している件は、筆者にとって様々な示唆を想起させる。例えば、将棋連盟は、対局内容は営業上の利益であって、法的に保護される権利とする。そのための棋譜利用は制限できるとする。仮に、著作権がなく、営業上の利益がない場合においては、何を根拠にとある行為を差し止めることができるのでしょうか。その根拠が曖昧であった場合、一般市民から差止請求権不存在確認訴訟及び債務不存在確認訴訟を起こされた場合、対応できるだろうか。なお、2020年9月に「王座戦における棋譜利用ガイドライン」が日本将棋連盟Webサイトで公開された（<https://www.shogi.or.jp/kifuguideline/terms.html>）。関心のある方は各自ご確認いただきたい。

まとめ

文化財保護法第四条2・3項は以下の通りとなっている。

2項 「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない」

3項 「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」

文化財を大切に保存し、できるだけ公開活用して、さらに関係者の所有権や財産権等を尊重する必要がある。そのためには、著作権（財産権）への理解が必要である。文化財を次世代に継承していくためにもガイドラインを関係者で議論する必要があると考える。それは、文化財関係者の調査研究成果等の成果物を、どう社会に位置づけていくか、自己認識に関わる問題につながると考える。